

■巻頭言	外国人被害者支援のために	1
■特集	みやざき被害者支援センターの外国人被害者支援について	3
■寄稿	若年女性を取り巻く現状について	4
	犯罪被害者等支援条例の課題—見舞金と検証	6
■2022年度(令和4年度) 全国被害者支援ネットワーク 役員表		7
■全国被害者支援ネットワーク 定時社員総会が開催されました		8
■お知らせ・編集後記		8

## 巻頭言 外国人被害者支援のために

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク副理事長・弁護士

● 三輪 佳久



### 第1 はじめに

1 日本政府は、2016年に「観光立国推進基本法」を制定し、いわゆる「インバウンド」の推進を宣言して、訪日観光客は確実に増加していった。ところが、例の新型コロナの流行による入国制限によって、特に観光目的の外国人はほぼゼロになってしまっている。この新型コロナ騒動もいずれ終結して、再び観光目的の外国人が以前にも増して大挙して訪日するようになるであろう。

2 当ネットワークの「第5期5年計画」で新たな実施すべき取組として「外国人被害者支援への取組」が掲げられた。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）の2条2項で「この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教・・・によるいかなる差別もなしに行使されることを保証することを約束する。」と定められていることから、外国人被害者に対して日本国内に居住する者と同等の支援が予定されているのである。

### 第2 外国人被害者支援の課題

外国人被害者支援活動を行うに際し、2つの課題（いわば「障壁」とでも言うべきもの）がある。

1 第1に誰でも同様に感じる言語の問題がある。最近でもウクライナからの避難者が日本での滞在について言語が通じないことによる生活面での困難さを訴えていた。

適切な通訳が近くにいたり、通訳アプリを入手すれば解決するが、報酬の問題や被害者支援に用いられる専門用語や裁判用語が理解できる者を探す（東京地裁では通訳のできる職員が外国人に対する刑事法廷で通訳を担当していた）等の避けて通れない問題点がある。

2 第2に外国人であれば、我が国に入国あるいは滞在するに際して「出入国管理及び難民認定法（いわゆる「入管

法」）による制限が存在する。日本国内に居住する者であれば、在留資格について特に問題はないが、国内に滞在する外国人の中で最も多いと思われる観光客等については、観光、商用、保養等の目的で滞在する者（インバウンドの対象と思われる）については「短期滞在」として90日以内の在留期間が認められているに過ぎないのである。

「犯罪被害者」（「犯罪被害者」であると公的に認定する制度はない）としての特別な規定はなく、90日が最大の滞在期間となっている状況である。

### 第3 外国人被害者の立場

#### 1 外国人の地位

地方自治法10条1項で「市町村の区域内で住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」としており、住所を有すれば、地方自治体の住民としての地位を有することになる。そして同法10条2項で「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」のであり、住所地の地方公共団体の公共サービスを他の住民とともに平等に受ける地位を有しているのである。

従って、ほとんどの社会福祉の場面で日本人と平等であり公平である。例えば、健康保険の被保険者、厚生年金、国民年金の対象者、生活保護の対象者（法の規定はないが、運用面で「準用」し対象としている）となっている。

逆に国籍条項があるものとして、犯罪に関する司法関係では、公権力の行使と関連する裁判員、検察審査員等である。

#### 2 問題点

(1) 上記の諸制度の対象となり権利を有するためには、国内に居住している必要がある。また、社会福祉関係では、

行政としてこれらの住民を把握し管理する必要があり、住民登録（改正で外国人登録法から住民基本台帳法により管理されることとなった）を行う必要があるとするものが多い。例えば、犯罪被害者等給付金では給付金の受給者として「日本国籍を有せず、かつ日本国内に住所を有しない者を除く」として除外されている。警察庁発行の犯罪被害給付制度のパンフレットで「外国籍の人であっても・・・日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります」と記載されている。

- (2) 地方自治体において、犯罪被害者支援条例で、犯罪被害者、遺族に対して給付金の支給を行う対象として「当自治体に居住する者」と定めている自治体が多いと思われる。このように対象者を限定する理由としては、地方自治法 10条2項で「住民は・・・役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」として、「役務の提供をひとしく受ける権利を有している」ことの効果として「その負担を分かち合う」（住民税、固定資産税等の負担）とされていることによるものであろう。読売新聞令和4.5.19の記事では「市町の条例は支援対象が住民に限られ」と簡単に解説されている。

なお、世界に名だたる観光都市である京都市の条例では、15条で京都市に居住していない他府県の方や外国人観光客に対しても支援を行うことと定められているが、その支援内容としては、他府県の方には「電話相談、裁判の代理傍聴」等であり、外国人観光客に対しては「通訳派遣」である。このように書き分けているのは先に述べた外国人の在留期間の制限を考慮した已むを得ないものと思われる。そして、給付金の支給については10条で、その対象者を他都市の条例と同様に「市内居住者」としている。

- (3) 上記のとおり、外国人観光客は、在留期間が最長でも90日という短期間であり、各種支援活動を十分に行うには、あまりに短すぎるものと思われる。実際、外国人観光客の意識としてその大半は「犯罪等のトラブルに巻き込まれたら、とにかく、すぐに在外公館（大使館、領事館等）に駆け込んで相談すべし」という発想であり（横浜市の調査より）、これは、日本人が、海外旅行中に犯罪等のトラブルに巻き込まれたら、とにかく在外公館に駆け込んで助けを求めると同じ発想である。「邦人が関連する事件、事故等で在外公館が関わる件数は、毎年

2万件前後である。」として、外務省担当者の「在外公館は、・・・トラブルに巻き込まれたらすぐ連絡してほしい。」というアドバイスがある（読売新聞令和2.5.19）。

- (4) 地方自治体は、このような事態に手をこまねいているのではなく、様々な在留外国人向けの相談システムを作っている。

例えば、宮城県では、宮城県国際化協会に設置されている「みやぎ外国人相談センター」で、13種類の対応言語で相談内容に応じて各専門相談機関への紹介であっせん及び通訳支援等を行っている。また、仙台市でも「仙台多文化共生センター（仙台国際センター交流コーナー）」において、外国人相談業務を実施している。なお、令和2年度は犯罪被害者に関する相談はなかった。とのことである。

犯罪被害者等電話サポートセンターでの取扱で、日本語が全くできない方の相談は今までになく、片言の日本語で相談してきた方には、片言でも相談が成立し対処可能であった。

また、国内各県の警察では、犯罪被害者向けパンフレット（For crime victims）の外国語版を作成配布している。

#### 第4 まとめ

以上、述べてきたことから考えると、外国人に対する支援活動は、国内に居住する方に対しては、通常行っている日本人に対する支援活動とほぼ同様に行えるものと考えられる。

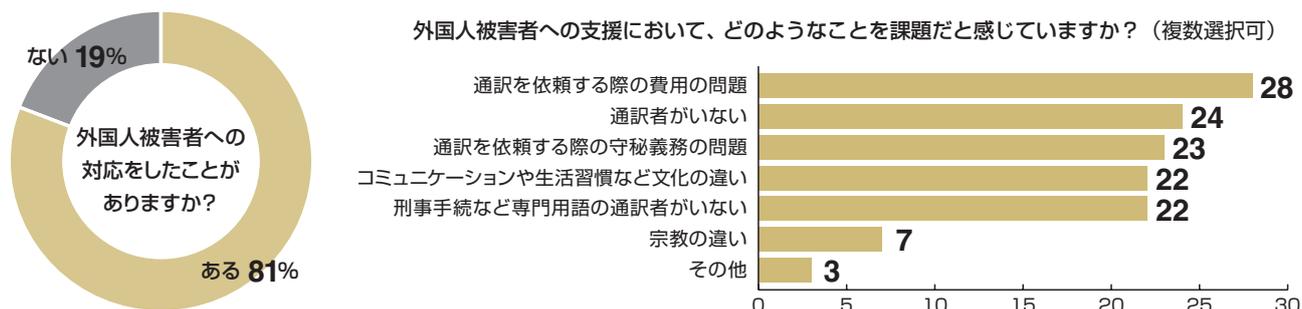
観光客等の短期滞在者に対しては、実際に各県の被害者支援センターを訪れて支援を求めるケースは想定しにくいし、行える支援活動にも在留期間による制限がある。

しかし重要なことは、これらのことは支援を求める外国人が存在しないということを示しているのではなく、彼・彼女らは、被害者支援センターの存在及び内容を知る術を持っていないので被害者支援センターとの接点がない、ということである。

従って、これからは上記の地方自治体が設営する各種相談センターとの関係を図る等して、外国人犯罪被害者に対する支援を行う各犯罪被害者支援センターを認知させるようにすべきであろう。

「いつでも」「どこにいても」必要な犯罪支援を行うというネットワーク、各センターの設立趣旨に則り、「誰に対しても」行えるということを再確認すべきであろう。

全国被害者支援ネットワークが外国人被害者支援について加盟団体にアンケートを実施しました。(48センター中42センター回答、回答率88%)



特集

# みやざき被害者支援センターの 外国人被害者支援について

公益社団法人みやざき被害者支援センター 大野さおり

当センターは、平成16年(2004年)に設立、今年(令和4年)で18年目を迎えます。これまで当センターで行った外国人の犯罪被害者支援は、件数的には少なく、令和3年度(2021年度)までに2件でした。

これまで関東ブロックのセンターでは、年間で数件と外国人の犯罪被害者支援をされているとお聞きしております。年間数件の支援をされている他センターがある中、「たった2件?でこの寄稿を…」と思われた方もいらっしゃると思いますが、地方の被害者支援センターの外国人犯罪被害者の方への支援について、課題と感じたことを述べさせていただきたいと思います。

ひとつめの支援は、センター設立から間もない時でした。自宅が放火され、妻(日本人)と娘さんを亡くされたご遺族の方(外国人)の支援でした。

加害者には「無期懲役」の判決が下りましたが、この判決についてご遺族は「日本の死刑制度の基準が曖昧である」、「終身刑制度が不十分である(加害者は、殺人・殺人未遂等の前科が複数あり、何度も収容されていました。)」と受け止められました。その結果、法務大臣に対し署名活動をしたいと考えられ、当センターに署名活動の手伝いの依頼が、ご遺族担当の弁護士経由でありました。

センター内で検討した結果、「署名活動についてボランティアの活動は現在のところ行ってないし、署名活動をボランティアに強制することはできないのです」とお伝えすることとなりましたが、センターの支援活動としてご遺族の引越(荷造り、清掃等)の支援を提供することになりました。

裁判の結果、損害賠償命令が下りましたが、加害者に支払い能力がなく支払われない状況で、ご遺族は自己資金で全国を一人で周って署名活動と講演活動等をされ、センターには折を見てご報告をいただきました。「このような常習的に凶悪な犯罪を繰り返す加害者を社会に二度と出さない法律にしなければいけない。この活動は私と同じような辛い思いをする日本国民を増やさないように、終身刑を創設するまで続けなければならない」とお話いただきました。

この支援で課題と感じたことは、日本の刑罰制度と、ご自身の出身国の刑罰制度との違いについて、外国人の方にとっては非常に受け入れ難いものであるということでした。

もうひとつの支援は、傷害事件の被害者の方でした。

被害者の方は、日常会話程度の日本語力がある方だったので、電話や面接相談などは通訳者をセッティングすることなく、比較的スムーズに行うことができました。しかし、日本人の被害者の方と同様に難しい法律用語や使い慣れていない用語は理解することが難しく、特に弁護士相談の際は、支援者側でわかりやすいように言い換えたりする必要がありました。そこで、被害者ご本人の希望もあり、法律相談の付添い支援に加え、ご本人が信頼して相談等している日本人の方に同席いただきました。この体制をとったことで、その後の諸手続きや送付された書類の確認などは相談相手の方を含めて行い、負担なく理解いただいたように感じます。この被害者の方も、損害賠償がほとんどされず、入院や通院にかかった医療費は自己負担される状況でした。

この支援を通じて課題と感じたことは

- 1: 「日本の刑罰制度について」どう外国人の犯罪被害者の方に伝えるか
- 2: 経済的支援の改善の2点です。

近年、ほとんどの都道府県、市町村において条例制定に向けて動きが活発になってきております。今後、外国人留学生、外国人労働者の増加を考慮し、民間の犯罪被害者支援機関として、外国人の犯罪被害者支援については、先進的に取り組みをされている他センターを参考にしながら、備えていかなければと思います。

日本語を勉強して来日される方が多いですが、一方で日本語が不自由な方もいらっしゃるの、第三者である通訳人の確保が必要となります。支援の入口となる相談の時に通訳が必要となると、民間の犯罪被害者支援機関だけでは対応が困難で他機関の協力が必要不可欠であると感じます。県・市町村においても条例制定が進んでおり、今後、日本人のみならず外国人の方の被害者についても社会全体で十分な支援ができることを願っています。また、センターとしても外国人被害者支援について十分に検討して備えることが必要と感じています。

寄稿

# 若年女性を取り巻く現状について

NPO 法人 BOND プロジェクト 代表 橋ジュン



NPO 法人 BOND プロジェクトは10代、20代の生きづらさを抱えている女の子たちの支援を2009年から活動しています。女の子たちの声を伝えるフリーペーパー「VOICES」マガジンの発行及びインターネットでの情報発信事業、講演会事業、青少年を保護し、精神的ケアを行う保護事業、就労支援、回復支援など29名で行っています。元々、私は取材活動として設立以前から、街にいる若年女性に声をかけ、話を聞いたり、家に帰れない女の子を自宅に泊めるなどしていました。

女の子たちと関わる中で、彼女たちの背景には家庭問題や虐待、暴力、家出や見えづらい貧困など様々な困難があることを知って、女の子と支援者を繋ぐ役割を果たしたいという思いで設立しました。待っているだけではなく、動く相談窓口として困難な状況にいる女の子たちのために日々動いています。悩んでいても相談窓口繋がっていない女の子を見つ

けるため、街頭パトロールやネットパトロールをしています。

家庭に居場所がないと感じている子や、虐待、DV 被害を受けている子が、今の状況や環境がしんどくて逃げたいと思った時に、きちんとした大人や場所に相談できればいいのですが、相談先を知らなかったり、相談した内容を親に知られるのが怖くて出来ないという子もいます。「家はもう無理！」って思った時、衝動的に SNS を利用したり、街で声をかけられた人について行ってしまいう子もいるのです。SNS 上では「家出少女」「誰か泊めて」などの言葉を書き込むと、すぐに「泊まっていいよ」「迎えに行っておあげる」「交通費出しますよ」「いつまでもいいよ」という内容の返信が届きます。行き場もなく、困っている女の子の中にはきちんとした大人ではなく、見知らぬ人に頼ってしまう子もいるのです。もちろん、危険だということはわかって

いても、今すぐ助けてもらえそう、つらい状況を変えてくれるかもしれないと思って、繋がってしまう。しかし、まともな大人から守られていないという状況を相手に知られてしまい、性的搾取などの被害にも遭いやすくなってしまったり、犯罪に巻き込まれるなどのリスクなども高くなってしまいます。

ネットパトロールのきっかけは2017年に起きた神奈川県座間市の9遺体殺人事件でした。SNS に自殺願望を書き込んだ心の弱っている人々を狙った犯行によるもので、「死にたい」といった声は、今もネット上に投稿されています。ネットや SNS は、苦しい気持ちを抱えている人々たちにとって悩みを吐き出すことができる唯一の居場所になっていることがあります。しかし、一方でネットを通じた悪質な犯罪の温床になっています。ネットパトロールでは、支援を必要としながらもネット上で彷徨っている女の子たちが悪意を持った危ない大人よりも先に BOND と繋がって欲しい思いで活動しています。繋がった女の子たちとは実際に会ったり、直接的な支援に結び付ける部分は、コアメンバーがスーパーバイザーとして引き続きで支援に結びつけています。オンライ

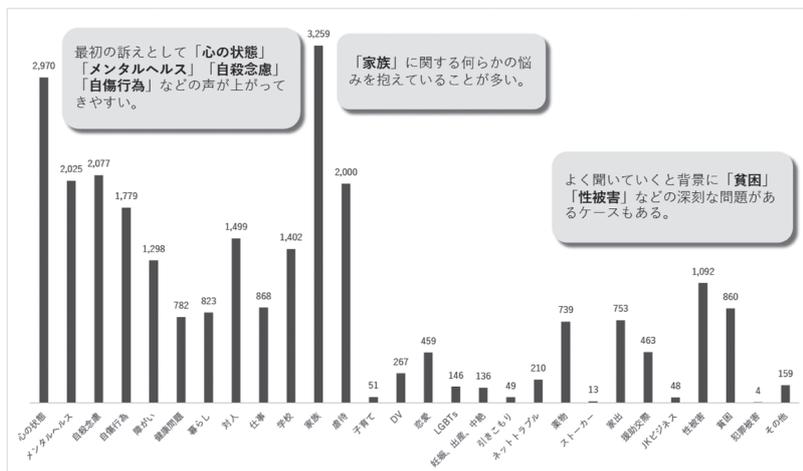
BONDプロジェクトに届いた直近の相談件数

(件)

2021年度	LINE	メール	電話	オンライン面談	面談	保護	同行
2021年 4月	1,208	896	141	11	115	89	8
2021年 5月	1,598	1,038	174	15	115	102	5
2021年 6月	1,328	834	175	19	121	116	8
2021年 7月	1,304	918	156	8	143	141	5
2021年 8月	1,554	988	184	19	147	122	5
2021年 9月	1,593	779	158	14	140	124	3
2021年 10月	1,984	798	150	15	124	103	1
2021年 11月	2,061	811	160	19	131	106	0
2021年 12月	2,400	900	151	13	212	107	4
2022年 1月	2,211	906	175	17	148	119	5
2022年 2月	2,216	815	143	15	126	113	3
2022年 3月	2,139	784	142	18	142	120	7

1

BONDプロジェクトに届いた相談（2021年度 面談、オンライン面談、電話相談より/複数回答）

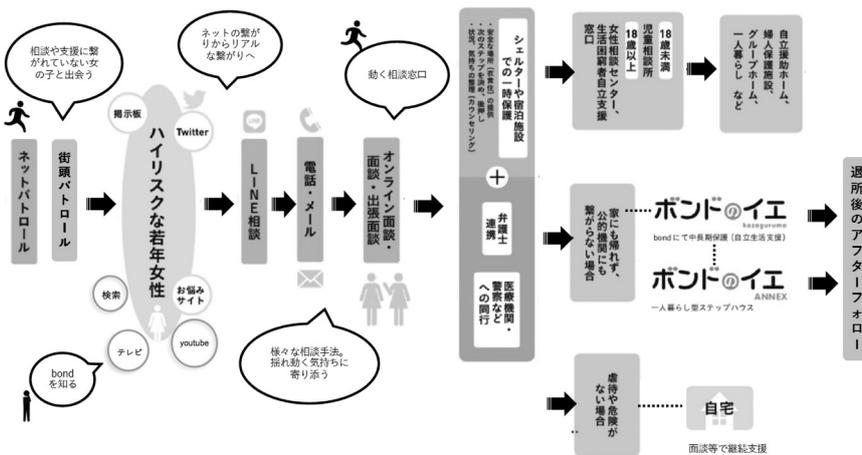


ン上で相談者とつながる役割のメンバーは、相談を受ける女の子たちと同世代が中心となって行っています。支援は今はいらないけれど、寂しい、誰かに聞いてほしいという継続的な相談も多いので、受け止める気持ちを大事にしたいと思っています。

居場所のない支援が必要な女の子たちと繋がり、話を聞いて今後のことを整理したり、自立に向けた計画を立てたりするためには、安全で安心して過ごせる受け皿が必要になるので、シェルターやステップハウスを準備しています。シェル

ターは定員2名の一軒家、ステップハウスは一人暮らしを始める前に練習のようなところで定員1名の部屋などがあります。DVなどで傷を負い、着のみ着のまま逃げた女性たちの中にはすぐに働けない状態でしばらく休養が必要な子もいますし、そこは女の子の状態に合わせて臨機応変に対応をしています。基本、シェルターに入居するのは、学校に行けるか働ける子で、自立を目標にしている子を受け入れています。夕飯はスタッフが作って、面談などをしながら翌朝まで一緒に過ごすという流れで支援していて、ステップハウスは一人暮らしが基本ですが、金銭管理や投棄管理などで見守り支援が必要な子もいるのでその場合は週に1回程度、スタッフが訪問しています。

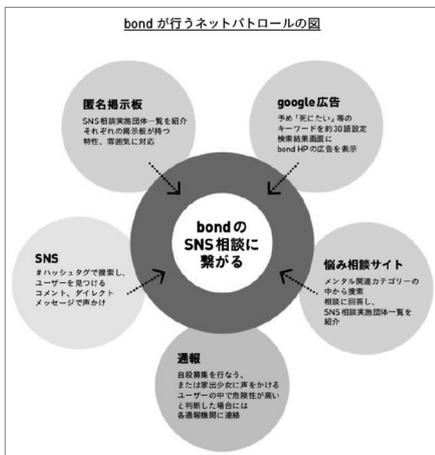
アウトリーチから自立支援まで・BONDプロジェクトの長期にわたる包括的支援



今後の展望ですが、国や自治体の職員と話をすることがあった時に、BONDの活動をする中で出会った女の子達の存在や支援の必要性を伝えることができました。その時、そのような存在があるかも知れないとは思っていただけ、実際はそんな状況の女性たちの存在を知らなかったと言われたことがありました。私は彼女たちの存在が認知されなければ、対応をすることもできないと思っているので、社会が彼女たちに無関心という状況をなくす必要があると感じたこともあり、女の子たちの声や現状を「伝える」活動を大事に続けています。

BONDの活動の中で出会う女の子達の話を知ると、相談者の個別のニーズに応じた支援やサービスを一緒に考えてくれるようなサービスの不足を感じている人が多いので、選択肢を増やしていけたらいいなと思っています。問題の解決までは至らなくとも、歩み寄りしたい気持ちが相談者に伝われば、何かあった時には話してみようと思ってくれたり、繋がっていられると思っています。

NPO 法人 BOND プロジェクト  
<https://bondproject.jp/>



ネット上に漂う声

死にたい。もう無理。疲れた。なんで私ってこんなにダメなんだろ。もう生きてる価値なんてないよ。こうして書いてる間にも涙が出てくる。辛い。誰も私をわかってくれない。親は信用できない。消えたい。楽になりたい。#死にたい

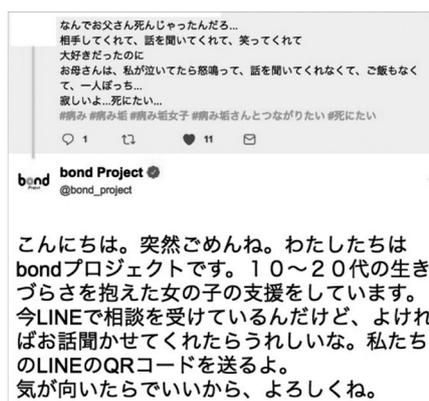
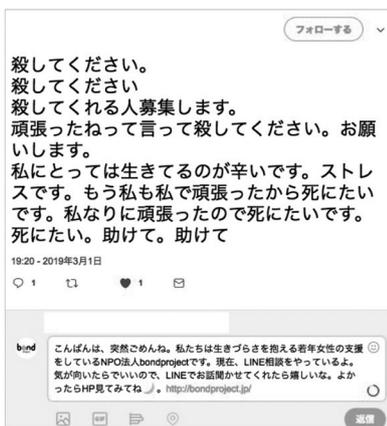
何をしても迷惑かけてる気がする。誰にも迷惑かけたくないのに…。生きてごめん…。#病み垢 #ごめんなさい #死にたい

誰か私を殺してくれる人はいない？もう人生に飽きた。もう死にたい。生きてなんかいのことあるよ。生きて言っただけ本当かな？いいことあるかな？私は何もなかった。まあもういいや。人生終わらせて。誰か私を殺して下さい。#殺して

助け下さい 帰る場所がない #家出少女 17歳です

私のことほめてほしいです やってくれる人はDM来てください #ころして #しにたい

学校に行くのが嫌になりました。(前から行ってなかったけど笑) お話聞ける方、誰かいませんか？ #不登校 #いじめ #辛い #メンヘラ #行きたくない



寄稿

# 犯罪被害者等支援条例の課題 —見舞金と検証

元同志社大学教授、全国被害者支援ネットワーク監事、  
京都犯罪被害者支援センター副理事長 川本哲郎

都道府県の犯罪被害者支援に特化した条例は順調に増加を続けており、まったく制定の予定のないところは少数となっています。地元の京都府も、2022年度中の制定を目指しており、2022年6月末に有識者による検討委員会を開催しました。また、全国犯罪被害者の会（あすの会）が、2022年3月に「新あすの会」として再発足することになりましたが、その活動の中心は経済的支援の充実にあるようです。ここでは、その一環である見舞金制度と、条例制定後の運用の検証という問題を取り上げてみたいと思います。

## 1 見舞金制度

見舞金制度とは、市町村の特化条例から開始されたものです。前述のように、現在では殆どの都道府県が特化条例を制定しているのですが、市町村全体では特化条例の制定は3割程度にとどまっています。1999年に埼玉県嵐山町が全国で最初に制定した特化条例は、被害者に対して支援金を支給することを大きな目的としていました。そして、この後に続く市町村条例の多くは、これに類似した見舞金制度を設けることになりました。さらに、2019年には、特化条例を制定した三重県が、都道府県として初めて見舞金制度を設け、上限を60万円として給付することとしました。そこで、被害者の方からは、歓迎の声が上がり、都道府県と市町村の両方から見舞金が支給されるという「併給の時代」が到来した、という評価も見られました。しかし、詳しく調べてみると、複数の問題が存在することを確認できました。第1は、地域差という問題です。まず、名称自体も各自治体によって異なり、見舞金、支援金、補助金、生活資金など様々なものが存在します。また、都道府県において見舞金制度を設けているところは少数です。そして、市町村で特化条例を定めているのは上述のように半数に届いていません。その結果として、居住している地域によって、見舞金を受け取れるかどうかについては地域差が生じていることとなります。

第2は、支給の基準が統一されていないことです。ひとつには、「過失犯除外」の問題です。犯罪被害者支援法の規定が、対象となる犯罪被害とは、「生命又は身体を害する罪（過失による行為を除く）に当たる行為による死亡又は重障害をいう」としていることに由来するものだと思います。これは、過失犯の大半は交通犯罪であり、その多くが自動車保険によって補償を受けることができるという事情が考慮されたものでしょう。しかし、無保険の車両による交通事故もあれば、交通犯罪以外の過失犯も存在します。このことに配慮して、最近制定された特化条例では、「交通事故において

は、自動車損害賠償責任保険の（共済）の支払い対象ではないこと」（名古屋市）や、「過失犯罪については、当該被害に対して公的な補償が受けられない場合について支給する」（大阪市）という規定を設けているところが出ています。次は、資力要件です。高知県は、「前年の所得が児童手当法施行令1条で定める額を超えるとき」（＝約600万）は補助金を交付しないと定めており、福井県は「前年の合計所得金額が300万円未満」の者を給付の対象とし、名古屋市も、「資産の世帯合計が200万円未満であること」としています。さらに、京都市においては、「生活に困窮することとなった被害者等」に対して、生活資金を給付することとしており、ここでも200万円という条件が設定されています。このような資力要件を設けると、被害者にとっては負担になることもあり、また、自治体によっては、この要件を設けていないところも存在するので、ここでも、地域差が生じることとなっています。さらに、見舞金とは、悲劇に見舞われた犯罪被害者に対して、その居住する自治体が、迅速に「寄り添う姿勢」を示すことに意義があると考えられるのであれば、この要件を判定するための時間は無駄であると考えられるのではないのでしょうか。そして、最後に、「併給の禁止」ということを定めている条例も存在します。東京都は、「他の地方公共団体から同種の給付を受けている場合」を給付の対象外としています。ここでも、すべての自治体が同様の規定を設けているわけではないので、地域差が生じています。以上の要件を見てみると、地域差や、手続きの煩わしさと手続きに要する時間などの問題が存在することが判明します。自治体の中には、三重県や和歌山市のように、迅速性を重視しているところも見受けられますが、全体としては不十分であると言わざるをえません。過失犯除外、資力要件、併給の禁止という支給要件には相応の理由があるのですが、このような事態を招いている一因は、災難に対する弔慰金と生活支援金という性質が混在していることにあると考えられます。1999年の嵐山町条例制定の前に犯罪被害者に見舞金を給付していた自治体も存在していたのですが、それらの性質は、自治体による弔慰金というものでした。これが災害見舞金などと同様に扱われていたために、見舞金という名称になり、さらに、経済的な支援の役割の一端を担うことになっていったのです。したがって、私見では、それらを截然と区別し、①ともかく無条件で被害者のところに迅速に駆けつけて、見舞いの意思を表し、行政が付き添って支援するという姿勢を示す「弔慰金」と、②迅速な経済的支援を必要とされる方に対する「支援金」を設けることを提案します。そうすると、①では、過失犯や資力、併給に関する条件は不要となり、都道府県と市町村の双方が

応分の負担をすることとなるでしょう。それに対して、②については、犯罪被害者給付金も含めて、必要に応じて調整することが考えられます。また、金額についても、三重県のように、現在の見舞金の平均である30万円を引き上げることにも検討されるべきです。ともかく、被害者を傷つけることなく、救いとなるような施策をさらに追求することが肝要です。

## 2 運用と検証

特化条例の運用に関して、高知県では、特化条例に、支援推進会議を設置するという規定が置かれ、それに基づいて、2021年度は3回の会議が開催されています。実際に、この会議の協議に基づいて、被害者の医療費や転居費を独自に補助する制度が設けられました。また、特化条例を制定する都道府県が急増した2018年以降は、自治体の中で、「運用の検証」を実施する動きが広がっています。たとえば、2019年に特化条例を制定した三重県では、犯罪被害者等支援推進計画を定めることとし、「推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする」としています。そして、運用の詳細に関する「年次報告書」が公表されています。そこでは、実施状況に加えて、数値目標の進捗状況や取組結果の評価、残された課題、次年度の取組の方向性についても述べられています。また、大阪府も、「犯罪被害者等支援に関する指針」を定めるものとし、「指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表する」としています。そして、指針の5では、「検証・見直し」として、実施状況について、「公表するとともに、PDCAサイクル（計画策定(Plan)、推進(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル)を確立し、各施策

の改善を図っていく」と述べられています。条例が制定されたことはゴールではなくスタートであるの言うまでもないことですから、このような動きは歓迎すべきであり、さらに、将来の条例改正も見据えてほしいところです。都道府県の特化条例は、2004年の宮城県を嚆矢とし、その後9県まで増加した後に、2018年以降で約30の都道府県が制定するという経過を辿っています。また、2018年を境に特化条例の質は飛躍的に向上しました。これは、関係者の方々の数十年の努力が結晶した結果であるとも考えられます。したがって、2018年以前に特化条例を制定した自治体では改正を考えるべきですが、遺憾ながら、この間に、条例を改正した自治体は少数にとどまります。さらに言うと、条例の基本となっている被害者基本法は2004年に制定されたものですから、2018年以降の特化条例の内容の進化を参考にして、そろそろ改正する時期に差し掛かっているのではないかと考えています。

被害者支援については、常に支援の質の向上を目指して努力を重ねる必要があります。その点で、各地域に条例が制定されるということは、それを契機として支援の実態や問題点を検討することにつながり、それによって支援の質が向上するのは間違いがありません。さらに、一人でも多くの人が犯罪の被害に目を向けて、社会全体で被害者を支えることの重要性が認識されるために、条例制定の際に十分な議論を尽くすことに加えて、制定後の実施に関する不断の点検・検証が欠かせないことを今一度確認しておきたいと思います。

## 2022年度（令和4年度）全国被害者支援ネットワーク 役員表

### 理事長

椎橋 隆幸 中央大学名誉教授

### 副理事長

三輪 佳久 (公社) みやぎ被害者支援センター理事長

田村 裕 (認N) こうち被害者支援センター理事

### 専務理事

奥山 栄一 (公社) 全国被害者支援ネットワーク

### 理事

浅利 武 (公社) 紀の国被害者支援センター理事

飛鳥井 望 (公社) 被害者支援都民センター理事長

磯部 文雄 (特非) 福祉未来研究所代表

稲葉 省三 (公社) 被害者支援センターえひめ専務理事

川上 賢正 (公社) 福井被害者支援センター副理事長兼事務局長

柴田 重明 (公社) あおもり被害者支援センター専務理事

関根 剛 (公社) 大分被害者支援センター副理事長

辻本 健二 (公財) 関西生産性本部特別顧問

中曽根えり子 (公社) にいがた被害者支援センター理事

和氣みち子 (公社) 被害者支援センターとちぎ理事

### 監事

川本 哲郎 (公社) 京都犯罪被害者支援センター副理事長

北村 浩志 新橋税理士合同事務所代表税理士

### 特別顧問

平井 紀夫 (公社) 京都犯罪被害者支援センター副理事長

### 顧問

大久保恵美子 (公社) 被害者支援都民センター理事

黒澤 正和 (公財) 犯罪被害者支援基金専務理事

富田 信穂 常磐大学名誉教授

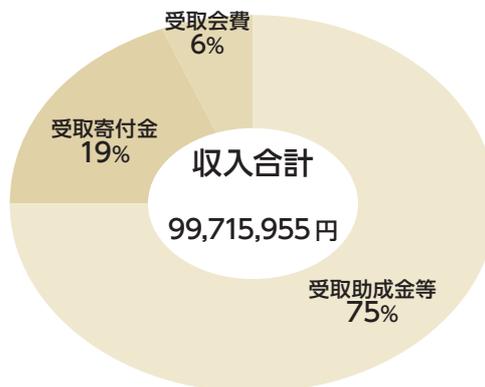
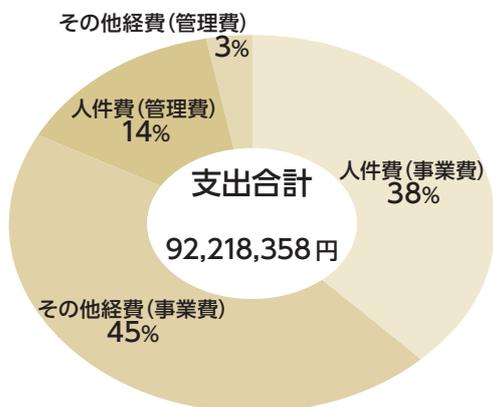
堀河 昌子 (認N) 大阪被害者支援アドボカシーセンター顧問

安田 貴彦 東日本電信電話(株) 特別参与

## 全国被害者支援ネットワーク 定時社員総会が開催されました

2022年6月14日(火)に公益社団法人全国被害者支援ネットワーク令和4年度定時社員総会がオンラインで開催されました。総会では、「第1号議案 役員の選任について」、「第2号議案 令和2年度事業報告(案)・決算(案)について」審議され、全会一致で承認されました。

※2022年度役員については7ページをご覧ください。



## お知らせ

### ◆「全国犯罪被害者支援フォーラム2022」・「令和4年度秋期全国研修会」開催のお知らせ

2022年10月に開催いたします(両開催ともに都内)。7/末に開催及び参加にかかわるご案内を開始する予定でございます。詳細はネットワークHPをご覧ください。皆様のご参加、おまちしております。

### ◆2022年度「団体概要パンフレット」(ひまわり基金助成)、「2021年度活動報告書」(犯罪被害救援基金助成)を発行しました。

### ◆「どうしよう? とおもったら「いやだな」をかいつくす本

#### 安全にくらすために」9月発行予定

2022年度の広報事業(日本財団預保納付金支援事業)として、小学生を対象とした広報冊子を作成しています。被害に遭わないように気をつけること、相談すること、助けをもとめることを小学生の日常生活のシーンの中に取り入れ、防犯の視点、安全・安心にくらすことの大切さ、相談先を掲載しています。マンガと、児童自身が考えて選択するワークを取り入れ、学校現場等で利用いただける機会が増えるような構成とします。(協力 トレンド・プロ)



#### まっもるもん

子どもたちが「どうしよう」と悩んだときに登場するまもりがみ。困っているみんなを導けるよう、日々がんばっている。

※画像はイメージです。



## 編集後記

次回発行予定日  
2022年12月

● 特集 ●

全国犯罪被害者  
支援フォーラム2022 &  
令和4年度秋期全国研修会

■今号は、外国人被害者の方への支援を特集記事として、若年女性を取り巻く現状についてBONDプロジェクト代表の橘様と、全国で市区町村条例についての動きが活発となっている犯罪被害者等支援条例(特化条例)について、川本哲郎先生に寄稿いただきました。この特集記事が、相談することを知らない外国人の方や相談することにためらいのある困り事を抱える若年層の方への支援に携わる方、また犯罪被害者支援にかかわる皆様のお役に立てますと幸いです。(H.T)